

申請から償還までの流れ



解体

令和2年3月31日までに契約したものに限りです。
それ以外は「公費解体制度」をご利用ください。

受付場所：市役所 2階 移住定住推進課
受付期間：令和2年2月3日～6月30日
受付時間：8:30～17:15

※混雑が予想されますので、事前に電話でご希望日時をお伝えください。

受付の際の持ち物：
り災証明書（被災証明書）・本人確認ができる免許証等、
固定資産証明書（非課税の場合は被災家屋等の登記事項
（家屋）全部証明書）、被災家屋等の写真、申請者の印鑑
登録証明書、見積書（内訳書）、契約書、領収書、マニフェ
スト伝票

（権利関係により、上記以外の書類が必要になります。
詳細は裏面をご覧ください。）



申請



現地調査

審査

市から
交付決定通知書
※審査の結果、償還が不適当と決定した場合は「不交付決定通知書」が出ます。

交付決定通知書の発行日から30日以内に、「自費解体・撤去に係る償還金請求書」により請求を行ってください。



請求

市から
交付確定通知書



償還払い

自主解体への償還手続きはすべて完了です。

申請に必要なもの（自費償還）

□ すべての申請者

- ・ 被災証明書（被災証明書）※発行されていない場合は不要
- ・ 本人確認ができる免許証等
- ・ 固定資産証明書 ※非課税の場合は「被災家屋等の登記事項（家屋）全部証明書」
- ・ 被災家屋等の写真 ※解体前・解体中・解体後の写真
- ・ 申請者の印鑑登録証明書（交付から3か月以内のもの）
- ・ 見積書、契約書（内訳書）
- ・ 領収書
- ・ マニフェスト伝票

□ 代理人が申請手続きを行う場合

- ・ 委任状【様式3】
- ・ 委任者の印鑑登録証明書（交付から3か月以内のもの）

□ 共有者（相続手続き中の者を含む）の代表者が申請手続きを行う場合

- ・ 共有および相続人全員（代表者を除く）の被災家屋等の解体・撤去に係る同意書【様式4-1】
- ・ 共有および相続人全員（代表者を除く）の印鑑登録証明書（交付から3か月以内のもの）

□ 法人格を持つ中小企業および公益法人等の代表者が申請手続きを行う場合

- ・ 商業・法人登記簿謄本（交付から3か月以内のもの）

□ 所有者が死亡し、相続人が申請手続きを行う場合

□ 相続人間で協議を行い、解体および撤去する建物の相続人が決定している場合

- ・ 遺産分割協議書
- ・ 相続人全員分の印鑑登録証明書
- ・ 所有者が死亡していることがわかる書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等）
- ・ 相続人全員分の戸籍謄本

□ 相続の協議が完了していないが、被災家屋等の解体および撤去について相続人全員が同意している場合

- ・ 相続人全員（申請者を除く）の被災家屋等の解体・撤去に関する同意書【様式4-1】
- ・ 相続人全員の印鑑登録証明書
- ・ 所有者が死亡していることがわかる書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等）
- ・ 相続人全員分の戸籍謄本